



保留地の処分開始

八重瀬町では、屋宜原土地区画整理事業地内の保留地処分を行います。

1. 保留地の位置

屋宜原土地区画整理事業地内 処分画地数・・・11画地

2. 地積・価格・用途地域

	処分地積		処分価格	用途地域	備考
①	606.50m ²	(183坪)	30,150,000円	第1種低層住居専用地域	
②	610.76m ²	(185坪)	36,400,000円	第1種中高層住居専用地域	
③	381.44m ²	(115坪)	19,150,000円	第1種低層住居専用地域	
④	202.96m ²	(61坪)	9,890,000円	第1種低層住居専用地域	
⑤	438.71m ²	(133坪)	20,050,000円	第1種低層住居専用地域	
⑥	200.00m ²	(61坪)	9,440,000円	第1種低層住居専用地域	
⑦	275.98m ²	(83坪)	13,580,000円	第1種低層住居専用地域	
⑧	1,049.19m ²	(317坪)	58,320,000円	第1種中高層住居専用地域	随時受付中
⑨	437.93m ²	(132坪)	26,360,000円	第1種中高層住居専用地域	
⑩	756.27m ²	(229坪)	45,510,000円	第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域	
⑪	592.38m ²	(179坪)	24,090,000円	第1種低層住居専用地域	

3. 抽選に参加できない者

那覇広域都市計画事業（八重瀬町）土地区画整理事業の保留地処分に関する規則第3条1項の規定による者

4. 応募受付の期日及び場所

期 間：平成19年7月17日(火)～平成19年7月31日(火)（土・日は除く）

時 間：午前8時30分～午後5時30分 場 所：八重瀬町区画整理事務所（屋宜原地区内）

5. 抽選の日時及び場所

日 時：平成19年8月12日(日)午前10時 場 所：八重瀬町区画整理事務所（屋宜原地区内）

6. その他抽選に必要な事項

(1)抽選参加申し込みは、1世帯又は1法人につき1画地とする

(2)その他申し込みに必要な事項及び関係資料については、八重瀬町区画整理事務所にて配布する

※ホームページによる保留地処分情報についても掲載予定です

【お問い合わせ先】 八重瀬町役場 区画整理課（八重瀬町区画整理事務所） TEL (098)998-6989

あなたの年金記録をもう一度チェックさせて下さい

～被保険者・年金受給者の皆様へ～

厚生労働省・社会保険庁

○この度の年金記録を巡る問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

○基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています。

■平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居等により、お1人が複数の基礎年金番号を持つ場合も生じていましたが、1人1番号の基礎年金番号を用いて、年金記録の確認を簡易・迅速に行えるようになりました。

■これまで、記録を結び付けるための照会を全被保険者に行い、また、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5000万件（平成18年6月）の記録が、基礎年金番号に結びつけられていません。この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結びつかなくなるおそれがあります。

○年金記録問題への新対応策を進めています。

■被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付します。ご疑問があれば、お問い合わせください。

■5000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と、突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方には、お知らせします。

■社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みをつくります。

■5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されています。

お客様からのお問い合わせには真摯に対応します

■社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせください

■お電話でのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」まで

フリーダイヤル 0120-657830

■インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用下さい

(<http://www.sia.go.jp>)